

第20回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月25日(月)午後13時30分から14時05分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(12人)

会長	13番	関尾 一史			
会長職務代理者	1番	梶尾 邦広			
委員	2番	高橋 宏吉	3番	渡邊 勝郎	
	4番	前谷 篤	5番	菅原 英雄	
	6番	谷口 秀夫	8番	大原 睦生	
	9番	石井 和裕	10番	角丸 章	
	11番	佐々木 孝一	12番	菊地 匡	

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農業者年金に関する申請について

議案第1号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域除外申について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士 勇治
事務局次長	小林 哲也
事務局主幹	安武 浩美
事務局事務係主事	高橋 宏輔

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第20回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 開会挨拶。
本日の議事録署名委員は4番 前谷篤委員と、5番 菅原英雄委員です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農業者年金に関する申請について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 報告第1号「農業者年金に関する申請について」、次のとおり、手続きが終了しましたので、ご説明しご報告いたします。

1. 農業者年金死亡関係届

死亡年月日及び氏名（生年月日）

[Redacted]

届出者住所氏名

2. 農業者年金死亡関係届

死亡年月日及び氏名（生年月日）

[Redacted]

届出者住所氏名

3. 農業者年金死亡関係届

死亡年月日及び氏名（生年月日）

[Redacted]

届出者住所氏名

4. 農業者老齢年金裁定請求（旧制度）

申請人住所氏名（生年月日）

[Redacted]

申出年月日

平成31年1月28日

5. 農業者老齢年金裁定請求（新制度）

申請人住所氏名（生年月日）

[Redacted]

申出年月日

平成31年1月28日

6. 新農業者年金農業を営む者でなくなったことの届

申請人住所氏名（生年月日）

[Redacted]

申出年月日

平成31年1月29日

7. 特例付加年金裁定請求

申請人住所氏名（生年月日）

[Redacted]

申出年月日

平成31年1月29日

以上の手続きにつきましては、専決処分としておりますので、ご報告をいたします。

会長 只今の報告につきまして、ご質問ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件につきましては専決処分を含め承認することといたします。

続きまして、議案に入ります。議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域除外申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域除外申請について」次のとおり申請がありましたので、1番から3番まで説明し、審議を求めます。1番について説明します。

1. 申請人 札幌市中央区北3条西4丁目1番地1
KDDI株式会社 札幌エンジニアリングセンター
センター長 川瀬純利

土地の表示 [redacted] 田 田 32.50 m²

土地の所有者 [redacted]

申請の理由 携帯電話無線基地局の設置のため

2. 申請人 札幌市中央区北3条西4丁目1番地1
KDDI株式会社 札幌エンジニアリングセンター
センター長 川瀬純利

土地の表示 [redacted] 畑 田 29.99 m²

土地の所有者 [redacted]

申請の理由 携帯電話無線基地局の設置のため

3. 申請人 札幌市北区北9条西2丁目4番地1
ソフトバンク株式会社 エリアネットワーク本部
北海道ネットワーク技術部
部長 安東秀典

土地の表示 [redacted] 田 田 4.00 m²

土地の所有者 [redacted]

申請の理由 携帯電話無線基地局の設置のため

申請地には既に携帯電話無線基地局が設置されていますが、本案件は、認定電気通信事業者であるKDDI株式会社、ソフトバンク株式会社が中継施設等、携帯電話無線基地局を設置する案件になりまして、農振法及び農地法ともに、特例がございます。

農振法につきましては、除外の手続きは必要ではありますが、その手続きが事後になってもいたしかたないとの例外規定があり、この時期の議案提出となったところでございます。

また、農地法につきましても、農地法施行規則第29条16号及び第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者が中継施設等を設置する場合、農地転用許可は不要とされているところでございます。

ただし、農業上の土地利用との調整は必要でございますが、本案件につきましても、事前調整に関する届出の提出を受け、空知総合振興局経由で北海道へ進達し、一連の事務処理については、すでに専決処分としていることをご報告いたします。

認定電気通信事業者が中継施設を設置する場合の手続きに係る諸規定のご説明は以上でございますが、1から3番の本申請につきましては、次の農振除

外の5要件 農振農用地の除外5要件—農振法第13条第2項では、

- (1) 農用地区域以外に代替する土地がないこと。
- (2) 農用地の集団化、農作業の効率化等、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 担い手（認定農業者）に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (4) 農用地の保全又は利用上必要な施設（かんがい排水施設、農道等）の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 土地基盤整備事業等を行った区域内の土地に該当する場合は、工事が完了した翌年から起算して8年が経過していること。

以上、5要件を全て満たしており、除外することはやむを得ないと考えるところでございます。

第1号図から3号図を添付していますので、併せて参照の上ご審議願います。

会長 議案第1号、1番から3番について説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし

会長 特にご質問、ご意見等がないようですので、この件につきましては除外することが相当として承認することとしてよろしいですか。

全員 異議なし

会長 それでは、本件については承認することとし、除外は相当として意見書を提出いたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、ご審議いただき、ご意見を求めたいと存じます。

土地所有者（譲渡人）

転用計画者（譲受人）

土地の表示

		田	畑	330 m ²
	合計1筆			330 m ²

農地の区分 第3種農地、都市計画区域内、農振農用地区域外

転用目的 倉庫・駐車場、雪捨て場

転用事由の詳細 譲渡人は「先に住宅地として利用するため転用許可を得て取得したが、住宅建築のめどが立たず、隣地として管理をしてもらっている譲受人に引き受けの申し入れをし、承諾があったので売却したい。」譲受人は「現在、当該申請地に隣地に住んでいるが、雑草の除草等の管理をしている。譲渡人から譲渡の申し入れがあったので、除雪機等の収納用倉庫の設置、駐車場の整備、冬期間の雪捨て場としたい」とのことです。

期間 転用許可後～永年

資金計画 事業費 [redacted] に対し、自己資金（売買案件）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添1（議案第2号1番関係）の1ページから4ページまでのとおり、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

なお、参考に第4号図を添付してございますので、ご参照の上、よろしくご審議願います。

会長 議案第2号について、説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問、ご意見等がないようですので、本件については許可相当であるとし承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付し、進達することといたします。

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明し審議を求めます。1番について説明します。

計画番号 平成30年度貸第14号

公告予定年月日 平成31年2月25日

申出者

出し手(貸主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	田	田	3,570 m ²
	田	田	2,380 m ²
	田	田	912 m ²
	田	田	2,209 m ²
合計4筆			9,071 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成31年2月25日～平成35年12月31日 4年10か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件は平成26年1月から4年11か月の賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第5号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第3号1番の賃貸借の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、2番について事務局説明願います。

事務局 2番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 平成30年度貸第15号
公告予定年月日 平成31年2月25日
申出者
出し手(貸主)
受け手(借主)
利用権を設定等する農用地及び内容

所在
田 田 32,494 m²
合計1筆 32,494 m²

年額
対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成31年2月25日～平成35年12月31日 4年10か月
当事者間の法律関係 賃貸借

本案件は平成26年1月から4年11か月の賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第6号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第3号2番の賃貸借の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 会長 なし。
ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 会長 異議なし。
異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、3番について事務局説明願います。

事務局 3番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 平成30年度貸第16号
公告予定年月日 平成31年2月25日

申出者
出し手(貸主)
受け手(借主)
利用権を設定等する農用地及び内容

所在
畑 畑 14,156 m²
畑 畑 991 m²
合計2筆 15,147 m²

年額
対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成31年2月25日～平成33年12月31日 2年10か月
当事者間の法律関係 賃貸借

本案件は平30年4月から7か月の賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第7号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第3号3番の賃貸借の案件についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、4番、5番について事務局説明願います。

事務局 4番についてご説明します。

計画番号 平成30年度貸第17号

公告予定年月日 平成31年2月25日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	畑	畑	1,560 m ²
	畑	畑	11,008 m ²
	畑	畑	1,854 m ²
	合計3筆		14,422 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 平成31年2月25日～平成31年12月31日 10か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件は平成30年1月と4月からの賃貸借が終期を迎えて2件の契約を合わせ、1件として再契約とするものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第8号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、5番について説明いたします。

計画番号 平成30年度貸第18号

公告予定年月日 平成31年2月25日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	畑	畑	2,905 m ²
	畑	畑	3,831 m ²

合計 2 筆

6,736 m²

年額 [REDACTED]

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 平成 31 年 2 月 25 日～平成 31 年 12 月 31 日 10 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件は平成 30 年 1 月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 8 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長

議案第 3 号 4 番、5 番の賃貸借の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、6 番について事務局説明願います。

事務局

6 番についてご説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 平成 30 年度貸第 19 号

公告予定年月日 平成 31 年 2 月 25 日

申出者 [REDACTED]

出し手 (貸主) [REDACTED]

受け手 (借主) [REDACTED]

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[REDACTED]	田	田	6,360 m ²
[REDACTED]	田	田	171.90 m ²
[REDACTED]	田	田	6,446 m ²

合計 3 筆

12,977.90 m²

年額 [REDACTED]

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 平成 31 年 2 月 25 日～平成 33 年 12 月 31 日 2 年 10 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件は平成 29 年 1 月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 4 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長

議案第 3 号 6 番の賃貸借の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員
会長 なし。
ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員
会長 異議なし。
異議なしと認め、本件については決定することといたします。
本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員
会長 なし
特にないようですので、続きまして、その他に入ります。まず、福士事務局長よりお願いします。

事務局長 ①議会関連等報告（事務局長）

②平成30年度中空知農業委員会協議会会長・事務局長会議（事務局長）

- ・日 時 平成31年2月7日（水）
- ・会 場 浦臼町 行政センター
- ・出席者 関尾会長、福士事務局長

③平成30年度市町村農業委員会活動強化研修会（事務局次長）

- ・日 時 平成31年1月29日（火）
- ・会 場 札幌市 北海道第二水産ビル
- ・出席者 梶尾代理、小林事務局次長

④農業委員会委員の募集結果について

- ・平成30年1月18日開催農業委員会臨時総会において欠員を補充することを決議し、その旨を市長に申入れる。
- ・農業委員の欠員に伴う欠員補充のための農業委員の候補者の募集を1月22日から2月20日までの日程で実施。
- ・農業委員会等に関する法律に基づき募集期間の中間時点における推薦および応募の状況を市ホームページにて公表。
（市内の農業者からの推薦で1名が手続きを完了）
- ・2月20日までの他に推薦がなかったことから、3月議会で猿渡万里子さんを任命することで同意を求めることとする。
- ・議会終了後市長から任命され、3月の農業委員会同会から出席予定。
- ・任期は残任期間の平成32年7月19日まで。

⑤平成31年度砂川市農業委員会事業計画について（事務局）

- ・3月総会時に審議

⑥活動記録簿の提出について（事務局）

⑦協議会報告（協議会会長）

会長 何かご意見、質問等はございませんか

全員 なし

会長 特になければ、次回総会の日程の確認をしたいと思います。

次回開催日 平成31年3月25日（月）午後1時30分から

また、総会終了後基盤整備事業の説明を空知総合振興局の担当職員を講師に

迎えて行いますので、ご参加をお願いいたします。

これですべての審議が終わりました。以上で第20回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員